

# 食品リサイクル法に関する九州農政局の取組

平成21年8月5日  
九州農政局食品課

## 1. 食品関連事業者への法律の普及・啓発及び点検指導の実施

九州農政局及び各農政事務所の職員が、食品関連事業者を巡回しながら、食品リサイクル法の普及・啓発並びに再生利用等の実施状況について点検指導を実施。

九州農政局：H14～H20年度：のべ約1万7千事業者へ実施。

## 2. 関係者との意見交換会の実施

食品関連事業者を始め、再生利用事業者や生産者、消費者、行政関係者等が一堂に会して、再生利用等の取組状況や取り組む上での課題等について地域の情報を共有するとともに、新たな連携の促進等を図るために実施。

## 3. 消費者への法律の普及活動

消費者へのイベントを開催する際に、食品リサイクル法のリーフレットを展示するなど、消費者へ法律の普及活動を実施。

## 4. 施設整備への支援

地域バイオマス利活用交付金による支援

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設整備等の一体的な整備、バイオマスタウン実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組をソフト・ハード両面で支援。

ハード支援：都道府県、市町村、公社、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業者、第3セクター、消費生活協同組合、営農集団、民間事業者等

ハード支援：1/2 以内（民間事業者は、原則 1/3 以内）